六　保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、その顧客が行う当該保険契約の申込みが法第三百九条第一項に規定する保険契約の申込みの撤回等を行うことができない場合（同項第一号から第五号まで及び令第四十五条第七号に掲げる場合並びに当該保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等が当該申込みの撤回等に応じることとしている場合を除く。）に該当する場合において、当該顧客に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該顧客から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ること（当該書面に記載すべき事項を第四項に規定する電磁的方法により提供する場合にあっては当該顧客から当該書面に記載すべき事項を受領した旨の署名若しくは押印を得ること又はこれに準ずる措置）により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

［七～十九　略］

［２・３　略］

4　保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人（第一項第八号及び第九号の規定にあっては特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人に限り、同項第十一号の規定にあっては生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人に限る。以下この条において同じ。）は、第一項第六号、第八号、第九号及び第十一号の規定による書面の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該顧客（第一項第十一号の規定にあっては保険契約者に限る。以下この条において同じ。）の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保険会社等若しくは当該外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、当該保険募集人又は当該外国保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、当該書面の交付をしたものとみなす。

［号を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

5　保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第七項において読み替えて準用する第二百二十七条の四第一項各号に規定する方法のうち保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人が使用するもの

二　［略］

六　保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、その顧客が行う当該保険契約の申込みが法第三百九条第一項に規定する保険契約の申込みの撤回等を行うことができない場合（同項第一号から第五号まで及び令第四十五条第七号に掲げる場合並びに当該保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等が当該申込みの撤回等に応じることとしている場合を除く。）に該当する場合において、当該顧客に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該顧客から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ることにより行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

［七～十九　同上］

［２・３　同上］

4　銀行等である特定保険募集人又は保険仲立人は、第一項第八号及び第九号の規定による書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該銀行等である特定保険募集人又は保険仲立人は、当該書面の交付をしたものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法であって、銀行等である特定保険募集人又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

5　前項各号に掲げる方法は、顧客がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

6　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行等である特定保険募集人又は保険仲立人の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7　銀行等である特定保険募集人又は保険仲立人は、第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四項各号に規定する方法のうち銀行等である特定保険募集人又は保険仲立人が使用するもの

二　［同上］